

掛川市教育委員会規則第6号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月29日

掛川市教育委員会教育長

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改め、同条第2項を削る。

第3条 事務局に教育部を置き、同部に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課 名	係 名
学務課	学務係 施設営繕係
学校教育課	指導係 管理係
社会教育課	社会教育係 スポーツ振興係 文化財係 吉岡彌生記念館係

第3条第3項中「事務局」を「教育部」に、「教育企画係」を「教育政策係」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第5条第4項を削り、同条第3項第1号中キからケまでを削り、コをキとし、サからソまでをクからシまでとし、同項第2号エからキまでを次のように改める。

エ ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。

オ スポーツ関係団体の育成指導及び連絡調整に関すること。

カ スポーツ推進委員に関すること。

キ スポーツ施設の整備及び管理運営に関すること。

第5条第3項第2号に次のように加える。

ク 小中学校体育施設の開放に関すること。

ケ 掛川球場整備基金に関すること。

第5条第3項第3号に次のように加え、同項を同条第4項とする。

オ 横須賀城歴史資料館建設基金及び松ヶ岡整備基金に関すること。

第5条第2項を同条第3項とし、同条第1項第3号イ中「及び実施」を「調整及び指導」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加え、同項を同条第2項とする。

ウ 学校給食の実施に関すること。

第5条に第1項として次の1項を加える。

教育部教育政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 調整庶務係

- ア 事務局内の庶務に関すること。
- イ 事務局内の調整に関すること。
- ウ 事務局内の公印の管守に関すること。
- エ 教育に係る調査に関すること。

(2) 教育政策係

- ア 教育委員会の政策及び施策課題の把握、提案及び調整に関すること。
- イ 教育委員会の組織機構及び職員配置の適正化に関すること。
- ウ 会議、渉外、後援、儀式、表彰その他教育委員会の運営に関すること。
- エ 教育委員会の規則その他規程の制定及び改廃に関すること。
- オ 他の執行機関との連絡調整に関すること。
- カ 事務局内の特命事項の調査及び計画に関すること。
- キ 教育施設整備基金に関すること。
- ク その他事務局内のいずれの課にも属さない事務に関すること。

第6条第1号に次のように加える。

- オ 大東図書館施設整備基金に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。